

「仕事と子育ての両立支援」の行動計画（第1回）

社会福祉法人 は一とわーく

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮して、障害児（者）福祉の充実に貢献できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年9月1日～平成30年8月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：計画的に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性職員 …… 産休女性職員の取得率を80%以上にする

男性職員 …… 未婚男性職員に育児休業を取得することの意義を徹底し、計画期間中にできる限り1人以上取得すること

<対策>

- ① 平成28年9月～ 育児・介護休業規則を全職員に配布し、仕事と子育て（含む介護）との両立についての制度の概要について広報・周知
- ② 平成28年9月～ 育児休業を取得する可能性のある職員（パート職員を含む。）を対象に研修等の実施
- ③ 平成28年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知のため研修等の実施

目標2：育児休業後に職員が復職しやすい環境をととのえる。

<対策1>

- ① 平成28年9月～ 産休・育休の職員が職場に復帰しやすいように、毎月発行している次の事業所ごとの機関誌により情報提供を行う。
 - ・ヘルパーステーションここみ 「てるてる」
 - ・みらい（放課後等デイサービス事業所） 「もこもこ」
 - ・ぷれも（生活介護事業所） 「わくわく」（この情報は、産休・育休だけでなく病休等で長期休業する職員にも提供する。）
- ② 平成29年5月～ また、今後発行予定である、法人の機関誌についても発行の都度情報提供する。

<対策2> 育児休業をした職員を対象とする復職のための教育訓練を行う。

- ① 平成28年10月～ 職員の具体的なニーズを把握するためにアンケート等の実施
- ② 平成28年12月～ 教育訓練の内容について管理者会議で協議決定
- ③ 平成29年6月～ 職員に教育訓練の方法及び内容等について周知
（育児短時間勤務制度等についても説明周知）